

〔作品社・〒102-0072東京都千代田区飯田橋二一七―四〇三、〇三―三二六二―一九七五三、一九九七年三月発行、A5判、三四六頁、本体三七〇〇円〕

藤野 豊編

歴史のなかの「癩者」

ここに紹介する本については、九七年十一月の編集会議の席上、小生に案内するよう手渡された。発刊から一ヶ年半をへているが、書籍案内として書くこととした。

この本は五章から構成されており、四人の執筆者が夫々の章を分担し、藤野 豊氏が編者となっている。

主な内容は次の如くである。

第一章 古代・中世の「癩者」と宗教

―差別と救済―

小林 茂文

第二章 近世癩病観の形成と展開

鈴木 則子

第三章 隔絶のなかのハンセン病患者

藤野 豊

第四章 「戦後民主主義」のなかのハンセン病患者

藤野 豊

第五章 法的差別の撤廃に向けて

後藤 悦子

ここに記した執筆者の方々は人文系の研究者であり、ヒュ

ーマニズムの基盤の上にたつてハンセン病患者への差別を撤廃するための闘争の歴史を、多くの資料、文献を用いて書き上げられた。このことにまず敬意を表したい。

実を申すと、小生は最近、横浜の増田癩治療所の研究をはじめたところである。

明治四十年に横浜市医師会が発足するのであるが、その経過の中で二人の増田医師が活躍する。しかし二人共二年位で医師会史の中から消えてしまう。この二人の姓名と住所などは判明したが、どちらが癩治療所にかかわった医師か不明であった。

ところが、この本を読むうちに、第三章の第二項「帝國日本」とハンセン病患者、の中に「隔離の実態」（第一六〇頁）の冒頭で、増田勇医師（皮膚科開業医）の「ハンセン病問題は基本的には「人道問題」であるとすると『癩病と社会問題』という著作」が紹介されていることを発見した。隔離に反対した増田勇医師は、医師会から排除されたと考えられる。（増田勇医師と思われる人物が結節癩患者を治療している写真を、宮古南静園の菊地一郎園長が論文で紹介している）。

このように史実が掘りおこされると、問題はぐつとせまってくる。

臨床経験五十年近い小生にも、かつて三人に診断を下した経験がある。一人は金持のインド人。ニューヨークの病院に行けば一般病棟に入ると云うと、非常に感謝して渡米した。もう一人は医局出入りの若い商人。プロミンを内服すれば必

らず癒ると説得するも、「入園」はいやだと失踪した。他の一人は某大会社々員。「先生、私が誰かわかりますか。」「?、?、?」この人は六―七年前獅子面に近い結節形成で「入園」し、プロミンではぼ治癒。退園して挨拶にみえたのであった。しかし、会社は何年か前に鹹首となっており、遂に社会復帰は出来ず、再び「園」にもどつていかれた。

たった三例であるが、誤解、偏見、差別の問題を深く考えさせる事例で、藤野 豊氏編のこの本を読めば、こゝに記したような誤解、偏見、差別が古代から現代までどのように患者の上に加えられたかを通観することができる。

あえて追加させていただくと、かつての「らい予防法」の施行規則第二条四ノ二は次のように述べている。前項の書面（註、医師の届出書のこと）は、表面に親展の表示とし、且つ、その左下隅に㊟と朱書した封筒に入れて封をするものとする。診断を下した医師は右のように知事に直接届出た。

即ち、届出の時点から極秘（フライパシー）を守ることを口実に）という「差別」を、患者の知らない紙の上で行っていた。厚生官僚の作る施行規則というものが、実は眼につかない「差別」を作っていたのである。

現在は法律の廃止に伴つて規則も廃止された。患者は社会保険診療で受診することになったが、ハンセン病は再興感染症として中南米からの帰国者、臨時労働者にみられるようになった。別の意味で新しい偏見や差別を危惧するものである。その意味からも本著を読んで患者の受けた偏見、差別の問題

を多角的に学ぶべきだと思う。

（中西 淳朗）

〔ゆみる出版KK・東京都新宿区新宿一―七―五〇四・☎〇三―三三三―二一―三三三、一九九六年四月発行、A五版二七〇頁、二八〇〇円〕